

4 児童相談所等の非行対応専従組織等の設置状況

児童相談所等の非行対応専従組織等の設置状況

(平成18年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容
北海道	○専従組織は設置していない
青森県	○専従組織は設置していない
岩手県	○専従組織は設置していない
宮城県	○専従組織は設置していない
秋田県	○専従組織は設置していない
山形県	○専従組織は設置していない
福島県	○専従組織は設置していない
茨城県	○専従組織は設置していない
栃木県	○専従組織は設置していない
群馬県	○専従組織は設置していない
埼玉県	○専従組織は設置していない
千葉県	○専従組織は設置していない
東京都	○非行児童支援担当副参事を設置（本庁設置） <ul style="list-style-type: none"> ・各児童相談所の非行児童対策事務に共通する横断的な事務の執行 ・非行相談ハンドブックの作成 ・児童自立サポート事業ハンドブックの作成、事業運営の支援 ○児童相談所によって、非行担当チーム及び非行担当児童福祉司を設置
神奈川県	○専従組織は設置していない
新潟県	○専従組織は設置していない
富山県	○専従組織は設置していない
石川県	○専従組織は設置していない
福井県	○専従組織は設置していない
山梨県	○専従組織は設置していない
長野県	○専従組織は設置していない
岐阜県	○専従組織は設置していない
静岡県	○専従組織は設置していない
愛知県	○専従組織は設置していない
三重県	○専従組織は設置していない
滋賀県	○専従組織は設置していない
京都府	○専従組織は設置していない
大阪府	○専従組織は設置していない
兵庫県	○専従組織は設置していない
奈良県	○専従組織は設置していない
和歌山県	○専従組織は設置していない
鳥取県	○専従組織は設置していない

鳥根県	○専従組織は設置していない
岡山県	○専従組織は設置していない
広島県	○専従組織は設置していない
山口県	○専従組織は設置していない
徳島県	○専従組織は設置していない
香川県	○専従組織は設置していない
愛媛県	○専従組織は設置していない
高知県	○専従組織は設置していない
福岡県	○専従組織は設置していない
佐賀県	○専従組織は設置していない
長崎県	○専従組織は設置していない
熊本県	○中央児童相談所の児童相談課を3係制とし、係毎に相談種別で業務分担を行っている。 児童3係が非行対応を行っている。(児童3係は非行相談の他、障害相談、育成相談にも対応) 構成(係長1名、係員:児童福祉司7名)
大分県	○専従組織は設置していない
宮崎県	○専従組織は設置していない
鹿児島県	○専従組織は設置していない
沖縄県	○専従組織は設置していない
札幌市	○専従組織は設置していない
仙台市	○専従組織は設置していない
さいたま市	○専従組織は設置していない
千葉市	○専従組織は設置していない
横浜市	○専従組織は設置していない
川崎市	○専従組織は設置していない
静岡市	○専従組織は設置していない
名古屋市	○相談内容が非行相談に分類されるものは、相談課指導係内に自立支援チームを対応している。(児童福祉司5名)
京都市	○専従組織は設置していない
大阪市	○専従組織は設置していない
堺市	○児童相談所家庭支援グループ内に「養護・非行チーム」を設置
神戸市	○こども家庭センター(児童相談所)養育支援2係内に非行専従班として、係長1人(他の業務と兼務)、児童福祉司5人を配置。
広島市	○専従組織は設置していない
北九州市	○専従組織は設置していない
福岡市	○専従組織は設置していない
横須賀市	○専従組織は設置していない
金沢市	○専従組織は設置していない

(注) この資料は、特に事項を示し、各自治体から報告を頂いたものであり、網羅的な内容ではない。